## 公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス高圧ガス管理規程

平成26年 3月 28日 制定

(目的)

- 第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス(以下「福浦キャンパス等」という。)において、高圧ガス及び高圧ガスを使用する装置(以下「高圧ガス等」という。)による環境汚染、災害事故等を未然に防止するため、高圧ガス等の取扱い及び保管管理について必要な事項を定め、実験・実習に携わる教職員、学生及び研究者等(以下「教職員等」という。)並びに地域住民の健康と安全を守るとともに、周囲の自然環境の破壊を防ぐことを目的とする。
- 2 高圧ガス等の取扱いは、この規定で定めることのほか、公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス化学物質環境安全管理規程、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)、その他法令に定めるところによる。
- 3 福浦キャンパス等において教職員等は、この規程に従って高圧ガス等の取扱いを行わ なければならない。

(定義)

- 第2条 この規程においての高圧ガス等とは、法及び関係法令等に定められたものとする。
- 2 高圧ガス保安責任者は、有資格者の中から選任し、神奈川県に申請し、及び登録する。

(管理組織)

- 第3条 高圧ガス等の取扱い、安全な管理を図るための事項は、環境管理委員会環境管理 部会で審議する。
- 2 部会員は、部会において必要な事項を審議するほか、各検査室、研究室及び実験室(以下「研究室等」という。)における高圧ガス等を管理する。

(法令等の厳守)

第4条 福浦キャンパスで高圧ガス等を取り扱う教職員等は高圧ガス取扱者として、法及 び関係法令等を厳守しなければならない。

(保有量の制限)

第5条 高圧ガス等の取扱いに係る事故・災害を防止するため、研究室等において保有する高圧ガスの量を必要最小限とし、法に定める貯蔵量を超えてはならない。

(管理方法等)

第6条 部会員は、研究室等における保有する高圧ガスの種類、量を把握し、新規及び変

更に関しては高圧ガス使用(新規・変更)届出書(様式第1号)を部会長に提出しなければならない。

2 部会員は、高圧ガスの使用取扱いに関して、高圧ガス保安責任者の指示に従うこと。

## (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、高圧ガス等の管理に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成26年 3月 28日から施行する。

高 圧 ガ ス 使 用 (新規・変更) 届 出 書

年 月 日

環境管理委員会環境管理部会 副部会長 様

届出者 講座名

氏 名

使	き 用 者	<u>~</u> ∃	場	所	講座名	内線
13	1 用 有		氏	名		
使	用		場	所	室名	部屋番号
使用する高圧ガスの種類				の種類		
性	質に	よ	る	分類		
最	大	貯	產	<b>董</b>		
使	用		圧	力		
使	用	開	ф	台 日		
使	用		目	的		

尚、使用者は高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)及び関係法令並びに貯蔵・消費要項等を厳守しなければならない。